

市川市ドッグラン会員登録申請要領

市川市のドッグランを使用する時は、事前に会員登録が必要です。

令和6年度に会員登録した方は令和7年7月31日まで有効です。

令和7年8月以降の利用には、改めて会員登録が必要です。**(令和7年7月1日から受付開始)**

1. 施設について ※詳細は会員証発行時に配布する利用の手引きをご確認ください

場所	塩浜ドッグラン(塩浜3-25塩浜第2公園内) ①フリーゾーン ②小型犬ゾーン
開場日 利用時間	午前9時から午後5時 6月～9月は午後7時まで
閉場・ 休止等	・ 年末年始(市役所閉庁日)及び本施設、関連施設の清掃・点検等を行う時 ・ 第3日曜日 犬の譲渡会のため終日使用できません。(雨天第4日曜日延期) ・ その他イベント開催時(イベント毎に周知します)
利用料	無料

2. 会員の資格

飼い主	①市川市に畜犬登録している犬の飼い主。 飼い主が18歳未満の場合は同一世帯内の18歳以上の家族。 ②狂犬病予防法及び千葉県動物の愛護及び管理に関する条例等関係法規を遵守している。 ③利用規定を遵守し、本施設の維持及び管理運営(草刈、清掃等)に協力できる。
犬	①市川市に畜犬登録または環境省にマイクロチップ情報を登録している。 ②申請日の1年以内に狂犬病予防注射をし、狂犬病予防注射済票の交付を受けている。 ③5種以上の伝染病予防混合ワクチンの接種済証明書等を提示できる。 (申請日の1年以内に接種または申請日時点でワクチンが有効であることを確認できるもの。獣医師による指示がある場合、事前にお問合せください) ※闘犬目的の犬やその類の犬種、日常的に噛み癖がある犬は登録できません。

《ドッグランの自主管理について》

ドッグランは会員登録をした利用者による自主管理方式で運営しています。

施設内の草刈や清掃等は会員が協力して行ってください。

必要な道具(かま、軍手、ゴミ袋等)は会員が用意してください。

自主管理方式とは？

会員登録した利用者が利用規定に基づき、相互の安全を確保しながら、施設の施設、施設内の草刈、清掃等、施設の管理を行うものです。

3. 市川市ドッグランの利用方法・禁止事項について

利用規定を遵守し利用してください。

全ての内容は市川市公式Webページにてご確認ください。



ドッグラン会員登録のご案内⇒

ルールを守って
遊ぼう！



(利用規定より抜粋)

(利用方法) 10. 自らの責任において利用し、事故等が起きた時は市に報告すること。 11. 入退場は他の犬が外に出ないように注意し、門扉は都度施錠すること。 12. 入退場の際に受付簿を記入すること。 13. 1頭につき1人の会員が付き添い、目を離さず一緒に行動すること。 14. リードは犬が慣れてから外すこと。 15. 犬の遊び道具は野球ボール程度の大きさで柔らかい物のみ持ち込むことができる。 16. 犬が興奮した時は、リードにつなぎ落ち着かせること。 17. 犬が人を噛んだ時は、必ず市川健康福祉センター(市川保健所)に届け出ること。 18. 糞及びゴミは必ず持ち帰ること。 19. 病氣中や発情期は利用しないこと。	25. 本施設利用時において以下の禁止事項に該当する場合は、登録の取り消しまたは利用を停止できるものとする。 A 虚偽による利用登録の申請 B 会員証の貸し借り及び譲渡 C 利用時間外の本施設への入場 D 犬以外のペットを連れての入場 E 本施設内における飲食、喫煙及び火気の使用 F ドッグラン及び駐車場以外への立ち入り行為 G 駐車スペース以外への車の乗り入れ及び駐車 H 競技(スポーツ)及びその練習を目的とする行為 I 他の利用者に対する迷惑行為 J 公の秩序、及び善良な風俗を害する恐れがある行為 K 営利を目的とする行為 L 宗教的活動または政治的活動などを目的とする行為 M その他、本利用規定に違反する行為
--	---

噛傷事故には十分注意しましょう。

飼い犬が人を噛んだ場合は飼い主が市川健康福祉センター(市川保健所)に届け出てください。

(住所:市川市南八幡4-18-8 電話:047-377-1103)

4. 登録方法について

(1) 会員登録

○ 会員有効期間は毎年8月1日から翌年7月31日で、1年度ごとに登録が必要です。

○ 会員証は犬ごとに発行します。利用する頭数分申請してください。

【会員登録時に必要なもの】

- ①市川市ドッグラン会員登録申請書兼誓約書(様式第1号)
鑑札番号又はマイクロチップ番号及び注射日と済票番号の記入が必要です。
窓口・郵送にて申請する方は注射済証写しをご用意いただくとわかりやすいです。
- ②5種以上混合ワクチンに関する接種証明書等の写し
(1年以内に接種または申請日時時点でワクチンが有効であることを確認できるもの)
- ③(写真は、令和7年度申請から不要とします)
- ④(今年度に転入した犬のみ)1年以内に接種した狂犬病予防注射済証の写し
- ⑤窓口・郵送での書類申請で、会員証を郵送で返送希望のかたは、ご自身の住所を記入した封筒に切手を貼って、一緒にお持ちください。

【オンライン申請】

市川市公式Webページからオンライン申請できます。
必要書類等はフォームから写真にて提出できます。
ドッグラン会員登録のご案内⇒



【申請書の配布・提出場所】

本紙裏面の様式からも申請できます。申請書に必要書類等を添付してください。

○第2庁舎 自然環境課(窓口で会員証を発行できます)

○行徳支所総務課 ○大柏出張所 ○市川市公式Webページ

(4) 登録内容の変更

登録内容変更届(様式第3号)により届け出てください。

(5) 退会

退会届(様式第4号)を提出し会員証を返還してください。

市川市 自然環境課 動物愛護グループ
〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号
電話(直通)047-712-6309
(代表)047-334-1111

※二俣ドッグランは現在、休止中です。